

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号二の電気通信設備を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表の上欄に掲げる電気通信事業者がそれぞれ設置する同表の下欄に掲げる電気通信設備

B A N－B A Nネットワークス株式会社	一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第二号イの伝送路設備 二 施行規則第二十三条の九の二第三項第四号の伝送路設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備と前号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備
------------------------	--